

現在の位置：[トップページ](#) > [市政情報](#) > [まちづくり・環境](#) > [まちづくり](#) > [土地・開発・建築・都市景観](#) > 国土利用計画法に基づく土地売買等届出の手続き（事後届出）

国土利用計画法に基づく土地売買等届出の手続き（事後届出）

XXXXXXXXXX

（ファイル更新）
 国土計画利用法に基づく土地売買等届出のしおり
 （R07.07.01）（PDF 682KB）
 国土利用計画法に基づく土地売買等届出に関する注意事項、Q&A（R07.07.01）（PDF 238KB）

相模原市内の一定面積以上の土地の取引をしたときには、権利取得者（買い主）は契約締結日から2週間以内に相模原市長に届出をする必要があります。

-  [国土利用計画法に基づく土地売買等届出のしおり（事後届出）（PDF 693.2KB）](#) 
-  [国土利用計画法に基づく土地売買等届出に関する注意事項・Q&A（PDF 235.8KB）](#) 

- 届出様式の変更
 令和7年7月1日より、国土利用計画法施行規則が改正され、届出様式が変更されます。
 届出日に注意して様式をダウンロードし、届出書を作成してください。

（テキスト更新）
 届出様式の変更

届出の対象となる面積

- 市街化区域
2,000平方メートル以上
- 市街化調整区域及び非線引き都市計画区域
5,000平方メートル以上
- 都市計画区域以外の区域
10,000平方メートル以上

令和7年7月1日より、国土利用計画法施行規則が改正され、届出様式が変更されました。下の新様式をダウンロードし、届出書を作成してください。

届出が必要な主な取引

売買、保留地処分（区画整理）、共有持分の譲渡、営業譲渡、~~譲渡担保、買取り、交換、共同利用権の譲渡、買収権の譲渡、付託条件付・解約条件付契約、信託受益権の譲渡、買主の地位譲渡~~

（テキスト更新）
 届出書は、令和7年7月1日以降、副本提出の規定が廃止されたため、1部のみ提出してください。

土地売買等届出の書類

提出書類

- 届出書は、「正本」と「副本(届出者控え用)」の2部を提出してください。ただし、届出者の控えが不要の場合は、「正本」1部のみの提出でも構いません。令和7年7月1日以降は副本提出の規定が廃止されるため、1部のみ提出してください。
- 届出書は、相模原市専用のものを使用します。
- 添付図書は、各2部(正本のみの提出の場合は1部)用意し、届出書と合わせて提出してください。令和7年7月1日以降は副本提出の規定が廃止されるため、添付書類も1部のみ提出してください。

ファイル削除

-  [国土利用計画法に基づく土地売買等届出書（令和7年6月30日まで）（PDF 26.7KB）](#) 

（テキスト更新）
 添付図書は、令和7年7月1日以降は、副本提出の規定が廃止されたため、1部のみ提出してください。

-  ~~国土利用計画法に基づく土地売買等届出書（令和7年6月30日まで）（Word 101.5KB）~~ 
-  ~~国土利用計画法に基づく土地売買等届出書（記入例）（令和7年6月30日まで）（PDF 239.4KB）~~ 
-  ~~国土利用計画法に基づく土地売買等届出書（令和7年7月1日から）（Excel 431.6KB）~~ 
-  ~~国土利用計画法に基づく土地売買等届出書（令和7年7月1日から）（PDF 274.0KB）~~ 

ファイル削除

添付図書

1. 契約書（写）
契約年月日、両当事者、価格、面積等が明らかなもの
2. 位置図
土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
（注）届出に係る土地を含む一団の土地の一部を既に事後届出若しくは事前届出をしている場合又は明細図等において、届出に係る土地の位置及び同一の利用目的に供される土地の全体の位置を確認できる場合には、位置図の添付が不要
3. 明細図等
土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面（国土基本図、都市計画図、明細地図等）
（注）届出地が一団の土地の一部である場合には、全体の区域も表示
4. 公図（写）
土地の形状を明らかにした図面又は近隣の土地を含む対象地の公図の写し
（注）届出地が一団の土地の一部である場合には、全体の区域も表示
5. 実測図
実測による売買のとき
6. 委任状
代理人に委任するとき
7. その他
その他参考となる書類

受付窓口・受付時間

- 受付窓口
都市計画課の窓口へ直接持参（郵送での受付は行っていません。）
- 受付時間
平日（月曜日から金曜日まで）の午前8時30分から午後5時まで

このページに関するお問い合わせ

都市計画課
住所：〒252-5277 中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階
電話：042-769-8247 ファクス：042-754-8490
 [都市計画課へのメールでのお問い合わせ専用フォーム](#)